

令和5年8月 農業委員会総会

令和5年8月28日(月) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年8月の農業委員会総会を開催します。」

「本日は 委員12名全員出席ですので、総会が成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいております。」

「それでは、開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、8月の行事及び9月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を9月20日、総会開催日を9月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を9月20日、総会開催日を9月25日といたします。」

「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」

会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	<p>報告事項 2 番 農地転用許可不要案件届出書について (詳細説明)</p> <p>報告事項 3 番 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号に関する 農地転用の届出書について (詳細説明)</p>
会長	「それでは、引き続き議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	<p>「議案第 1 3 号について説明します。」</p> <p>「総会資料 3 1 ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ 3 2 ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第13号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き議案第14号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書の提出について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「議案第14号について説明します。」</p> <p>「この議案については、総会資料を送付した後に提出があり、当日配布資料として配布しております。当日配布資料1ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>「議案第14号については、川棚町長より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の聴取があり、今回農業委員会からの意見を聴取するものです。詳細の説明については、農林水産係 ○○係長からお願いします。」</p>
○○係長	<p>(詳細説明)</p> <p>「詳細については以上です。ご審議をお願いします。」</p>
会長	「ただいま農林水産係 ○○係長から説明がありました議案第14号について質疑に入ります。どなたか意見をお願いします。」
会長	「農業を担う者と担い手との違いは。」
○○係長	「今、質問があった件ですが、県の変更の中身を見てみますと、今までは後継者や法人等が農業の担い手と言われていましたが、県の方針の中で、この農業経営体に加えて、兼業農家やマルチワークの1つとして農業を選択する新しい農業の可能性に基づく農家さんを農業を担う者として位置づけていく内容で変更がなされ

〇〇係長	ており、今までの担い手の方々に加えて兼業（お仕事のかたわらで農業をされる方）農家の方も農業の担い手として拡大していく。ことが変更内容となっておりますので、回答させていただきます。」
会長	「地域計画についても記載されていますが、県や農業会議より２年間で作成しなければいけない。と言っておりますので、早めにとりかかって頂ければ。と思います。」
会長	「他にありませんか。」
〇〇委員	「１２番 〇〇です。１２ページの集積計画が令和１２年に８２％と記載されておりますが、これは現実的に可能な数字ですか。」
〇〇係長	「こちらの８２％の数字につきましては、県の基本構想に合わせた数字とさせて頂いております。必ずしもこれに合わせる必要はないので・・・」
〇〇委員	「川棚町としてはどれくらいの数字目標ですか。」
〇〇係長	「町独自で設定することは可能ですので、設定してもよかったです。根拠となる数字が特段こちらも準備できておりませんでしたので、県の数値をそのまま記載させて頂いております。例年そうさせてもらっております。おっしゃるように実際に達成可能な数値を記載すべきでは。とのご意見だと思います。」
〇〇委員	「ここ数年こういう活動を全く進めていなくて、令和１２年までにそこまで持っていけるのかな。と思ったものですから。」
〇〇係長	「はい」
〇〇委員	「この８２％が、県が設定している数値と違っててよろしいですか。」
〇〇係長	「はい、県が設定している目標が８２％です。」

〇〇委員	「わかりました。」
会長	「他に意見もないようすので、採決に移りたいと思います。議案第14号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書の提出については、特に内容に対して否定的な意見もなく内容も先ほど説明があったように、農業経営基盤強化法の改正に合わせての変更であるため、ご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって第14号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書の提出については特段異議のない事で意見することで決定します。」
	「以上で議案の審議を終了しました。」
会長	「それでは、引き続き協議事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	協議事項1番 令和5年秋の農作業標準賃金について
	協議終了
	その他

会長

「以上をもちまして令和5年8月の農業委員会総会を終了いたします。」

議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人